村民農園利用者募集要領

村民農園等の概要

◎農園所在地・利用面積・料金　　裏面の別表のとおり

* 直近の3月３１日までの使用料金をお支払していただきます。

年度途中に解約されても返金いたしません。

◎利用期間　　　直近の3月３1日まで

　　　　　　　　　　（継続利用は可能です。）

◎利用資格　　・年間を通して農園をきちんと利用（管理・耕作）できる方。

（1家族につき1区画。ただし、空き区画がある場合は、複数区画の利用可。）

・住所要件はありません。

（日吉津村外に居住の方でもご利用いただけます。）

◎その他　　　　村民農園には、農具、資材が有りません。各自でご持参ください。

利用申込について

◎申込受付日　　随時

（利用決定区画の合計が32区画になるまで受け付けます。）

◎申込方法　　　所定の申込書に必要事項を記入し、役場建設産業課へ提出ください。

（午前８時３０分から午後５時までで土日を除く。）

◎村外の方　　　申込書提出の際、本人確認書類（運転免許証等の写し）を添付してください。

別　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区画番号 | 所在地 | 区画面積（㎡） | 料金（年間） |
| １～1６（区画数16） | 大字日吉津2323番（海浜運動公園キャンプ場南東付近）  | 56 | 3,360円　※ |
| 17～32（区画数16） | 大字日吉津2165番の一部（イオンモール日吉津東館の北付近）  | 20 | 1,200円　※ |

※　利用期間が1年に満たない場合は、月数に応じた金額となります。

　　位置図・区画図等は別紙をご覧ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

村民農園利用上の注意事項

利用区画等のお願い

★野菜クズ、除去した雑草等を空き区画等に放置しないでください。

★利用区画と併せて、利用区画に隣接する通路、駐車場等の共用部分を良好な状態（雑草、ゴミ等が無い状態）に保てるようご協力ください。

禁止事項

(1) 建物及び工作物を設置すること。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

(3) 樹木を栽培すること。（例としてミカンなど）

(4) 貸付農地を転貸すること。

(5) 他の利用者、および、周辺の営農者の迷惑となるような行為をすること。

(6) 法令その他取り決めに反すること。

返還のときのお願い

★利用期間時、利用者の都合により、利用区画を返還するときは、利用区画においては、野菜、雑草、農資材等が無い状態にし、利用区画に隣接する通路においては、雑草、ゴミ等が無い状態にし、返還してください。

その他

★利用者は、耕作権・借地権等の一切の権限はありませんのでご了解ください。

★利用区画、利用区画に隣接する通路が、良好な状態（雑草、ゴミ等が無い状態）で無いと村が判断した場合、利用契約を強制解除する場合もあることをご了承ください。

★上記事項のほか、農園利用に際して、村の指示に従っていただくことがありますが、その際は、ご協力ください。